

ふるさと体験館（仮称）整備事業設計業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

この実施要項は、旧川崎町立幼稚園を活用したふるさと体験館（仮称）に関する設計業務及び具体的な提案業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、優れた創造性、豊富な経験を有する事業者を広く公募し、本業務委託に最も適した事業者（以下「最優秀者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定める。

2. 業務内容について

（1）委託業務名

ふるさと体験館（仮称）整備事業設計業務委託

（2）業務内容

受託者は、次の業務を遂行する。

ア 設計業務（設計図作成、設計図に基づく積算、設計のための事前調査）

イ 外装、内装デザインや装飾、空間の美的・機能的な構想に関する助言、具体的な活用方法を提案する。

（3）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（4）契約期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

3. 契約上限額並びに概算工事予定額について

契約上限額：13,659千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

概算工事予定額：概ね100,000千円程度（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4. 参加資格について

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項の全ての要件を満たすこととする。

（1）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者

（2）地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当していないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手

続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 参加表明書の提出日（以下「申請日」という。）において、福岡県又は川崎町から競争入札参加資格の停止を受けていないこと。

(5) 申請日において、国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 川崎町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと、又は暴力団員等と関係を有している者でないこと。

(7) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(8) 複数企業での共同参加ではないこと

(9) 令和8年9月30日に実施する現地説明会に参加している者

5. 選定等スケジュールについて

実施内容	期日等
公募開始	令和8年9月18日（金）
現地説明会	令和8年9月30日（水）13時30分から
参加表明書等に関する 質問書の受付期間	令和8年9月18日（金）から 令和8年10月2日（金）16時まで
参加表明書等に関する 質問書に対する回答期限	令和8年10月6日（火）16時まで
参加表明書の提出期間	令和8年9月18日（金）から 令和8年10月9日（金）16時まで
第1次審査（書類審査）結果通知	令和8年10月16日（金）
企画提案書等に関する質問書の 受付期間	令和8年10月19日（月）から 令和8年10月26日（月）16時まで
企画提案書等に関する質問書に 対する回答期限	令和8年10月30日（金）16時まで
企画提案書等の提出期間	令和8年11月2日（月）から 令和8年11月10日（火）16時まで
第2次審査 （プレゼンテーション審査）	令和8年11月20日（金）
最終審査結果通知	令和8年11月25日（水）
※最終審査結果の通知後、事前協議成立後に契約を締結する。	
※日程については、事務上の都合等により変更する場合がある。	

6. 実施要項等の交付について

(1) 交付資料

ア ふるさと体験館（仮称）整備事業設計業務委託公募型プロポーザル実施要項

- ① 参加表明書兼誓約書（様式第 1 号）
- ② 事業者概要書（様式第 2 号）
- ③ 役員等調書及び照会承諾書（様式第 3 号）
- ④ 業務実績調書（様式第 4 号）
- ⑤ 業務実施体制表（様式第 5 号）
- ⑥ 辞退届（様式第 6 号）
- ⑦参加表明書等に関する質問書（様式第 7 号）

イ ふるさと体験館（仮称）整備事業設計業務委託企画提案書記載要領

- ⑧企画提案書提出届（様式第 8 号）
- ⑨参考見積書（様式第 9 号）
- ⑩企画提案書等に関する質問書（様式第 10 号）

(2) 交付等の方法

川崎町公式ホームページ（ダウンロード）

7. 参加表明書等の受付について

(1) 提出期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 9 日（金）16 時までに持参すること。

※土日祝日を除く

(2) 提出先

本プロポーザル実施要項「19. 問合せ及び提出先について」に記載する提出先のとおり。

(3) 提出書類 各 1 部

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 事業者概要書（様式第 2 号）
- ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第 3 号）
- エ 業務実績調書（様式第 4 号）
- オ 業務実施内容について（様式第 5 号）
- カ 法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
- キ 直近年度の納税証明書（国税及び地方税）
- ク 事業者概要がわかるパンフレット等

※カ、キについては、発行後 3 か月以内のものに限る。

(4) 提出方法

「(3) 提出書類」に記載する全ての書類を持参すること。提出期限内に持参されたものに限り受け付けるものとする。また、提供物に不足や不備があった場合は受付ができないため、余裕をもって提出すること。

8. 現地説明会について

日時：令和8年9月30日（水） 13：30～

場所：旧川崎町立幼稚園（田川郡川崎町大字川崎1719番地の1）

※現地集合・現地解散

9. 参加表明書等に関する質問及び回答について

（1）質問方法

ア 提出期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）16時までに提出すること。

イ 提出先

本プロポーザル実施要項「19. 問合せ及び提出先について」に記載する提出先

ウ 提出書類

参加表明書等に関する質問書（様式第7号）

エ 提出方法

参加証表明書等の提出についての質問は、参加表明書等に関する質問書（様式第7号）を電子メールにより提出し、着信確認の電話連絡を川崎町社会教育課の担当者宛てにすること。なお、口頭による質問及び提出期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

（2）回答方法

令和8年10月6日（火）16時までに、この時点で質問内容及び回答を参加表明書（様式第1号）を提出した全ての者に、事業者概要書（様式第2号）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。なお、質問者名は公表しない。

10. 第1次審査（書類審査）の実施について

（1）実施方法

第1次審査は書類審査にて実施する。選定委員会において審査を行い、参加表明者が多数となった場合は、第2次審査参加者を3者程度に選定する。

（2）審査方法

提出された書類等を元に、「ふるさと体験館（仮称）整備事業設計業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会という。」）が総合的に判断し、審査する。

（3）審査結果

令和8年10月16日（金）16時までに「参加表明書提出者選定通知書」又は「非選定通知書」のいずれかを参加表明者あてに電子メールにて送信し、後日書面にて送付する。

第1次審査の内容に対する問合せについての回答は行わない。参加希望者は第1次審査の実施後、不知または内容の不明を理由として異議申立てすることはできない。

1 1. 企画提案書等の提出について

提出書類		提出形式・部数
1	企画提案書提出届（様式第8号）	・ 正本1部提出。
2	企画提案書	・ 【紙媒体】 正本1部提出（A3用紙2枚以内） ・ 【電子データ】 PDFにより提出
3	参考見積書（様式第9号）	・ 金額には、消費税及び地方消費税を含めること。 ・ 積算内訳書を添付すること。 ・ 参考見積額は、「3. 契約上限額並びに概算工事予定額について」に掲示する契約上限金額以内とすること。なお、契約上限額を超える見積額を記載した場合は、失格とする。 ・ 【紙媒体】 正本1部

（1）提出期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月10日（火）16時まで持参すること。

※土日祝日を除く

（2）提出先

本プロポーザル実施要項「19. 問合せ及び提出先について」に記載する提出先

（3）提出書類・提出形式・部数

提出書類は、前表の提出形式・部数の指定に従って提出すること。

（4）提出方法

「（3）提出書類・提出形式・部数」に記載する全ての書類を持参するとともに、電子データを電子メールにて提出すること。書類及びデータは提出期限内に提出されたものに限って受け付けるものとする。

また、不備があった場合は受付ができないため、余裕をもって提出すること。

（5）企画提案書作成にあたっての条件

次の条件を満たすように留意し作成すること。

- ・ 企画提案書とは別に業務完了までのスケジュールを示すこと
- ・ 展示室は3部屋とし、大きく（古代、中世～近世、炭鉱）の時代ごとに分けて提案（うち一つはシアターを設置）すること。
- ・ 多くの古代体験を行う事ができる部屋を1部屋設置し内容を具体的に提案すること。
- ・ 小中学生の製作作品の特別展や文化関係の講座として使用できる多目的室を設置し、具体的に提案すること。
- ・ トイレ、エントランスホール、廊下、中庭、テラス、外観についても提案すること。

- ・ 多様な利用者が来館することを想定して提案すること。

(6) その他

ア 企画提案は、1 者につき 1 案とする。

イ 企画提案において、プレゼンテーション審査当日の追加資料の配布は認めない。

1 2. 企画提案書等に関する質問及び回答について

(1) 質問方法

ア 提出期間

令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）から令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）1 6 時までに提出すること。

イ 提出先

本プロポーザル実施要項「1 9. 問合せ及び提出先について」に記載する提出先

ウ 提出書類

企画提案書等に関する質問書（様式第 1 0 号）

エ 提出方法

企画提案書等に関する質問書（様式第 1 0 号）を電子メールにより提出し、着信確認の電話連絡を川崎町社会教育課の担当者宛てにすること。なお、口頭による質問及び提出期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

(2) 回答方法

質問内容及び回答を令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）1 6 時までに、第 1 次審査（書類審査）にて選定された全ての者に、事業者概要書（様式第 2 号）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。なお、質問者名は公表しない。

1 3. 辞退表明

参加表明書提出後に辞退する場合は、必要書類の提出期限までに辞退届（様式第 6 号）を本プロポーザル実施要項「1 9. 問合せ及び提出先について」に記載する提出先に電子メールで提出すること。

1 4. 第 2 次審査（プレゼンテーション審査）の実施について

プレゼンテーションによる審査を実施し、ふるさと体験館（仮称）整備事業設計業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が総合的に判断して最優秀者 1 者と優秀者 1 者を選定する。なお企画提案書を提出した参加者が 1 者のみの場合であっても審査は実施する。

(1) 実施日及び実施場所

令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）川崎町コミュニティセンター

実施の詳細は、参加事業者に令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）以降、速やかに電子メールにより連絡する。

(2) 実施内容

プレゼンテーションは、準備5分以内、プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度で実施する。

(3) 会場設営

スクリーン、プロジェクター（HDMI 接続）などの設置は、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて準備すること。

(4) 出席者

出席者は本業務の責任者を含め3人以内とする。プレゼンテーションの説明は責任者が行うこと。

(5) 審査方法

選定委員会の評価に基づき、総合的に判断した上で最優秀者及び優秀者を各1者選定する。

(6) その他

ア 本プレゼンテーションは企画提案書の受付順で実施する。

イ 提案者は、審査中に事業者名等、自社が特定できるような情報を公表しないこと。

ウ プレゼンテーションの際、追加資料の提出や記載された内容の変更は一切認めないものとする。

エ プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開とする。

オ 選定委員会の審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

カ 企画提案書に基づいたプレゼンテーションを行うこと。

15. 選考結果の通知について

(1) 選考結果は、各参加事業者に対し、令和8年11月25日（水）16時までに電子メールにて送信し後日書面にて通知する。

(2) 選考結果についての異議等は一切受け付けない。

16. 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、本プロポーザルにおいて、応募者が失格となった場合であっても、当方は応募者に対し一切の損害賠償義務を負わない。

(1) 本プロポーザル実施要項「4. 参加資格について」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽記載があった場合

(3) 実施要項に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 提出書類に盗用した疑いがあると認められる場合

(5) 見積書（様式第9号）に記載する見積金額が、本プロポーザル実施要項「3. 契約上限額並びに概算工事予定額について」に掲示する契約上限額を超える見積額を記載した場合

- (6) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- (7) 第2次審査を正当な理由なく欠席した場合
- (8) 審査に公平性を害する行為があった場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

17. 契約の締結について

- (1) 最優秀者に選定された者と協議を行い、協議成立後に契約を締結する。最優秀者との協議が整わなかった場合は、優秀者に選定された者と協議できるものとする。
- (2) 提案内容を基本として川崎町と協議し、実施内容を確認させる。

18. その他

- (1) 本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいすることは固く禁じる。
- (2) 本業務は、本業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできない。また、本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を町に提出し承認を得なければならない。
- (3) 本プロポーザルに係る費用については、すべて各参加事業者の負担とする。また、やむを得ない理由の発生により本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。
- (4) 提出書類は、返却しない。また、選考を行う作業に必要な範囲及び担当課が部署内で説明を行う場合において、複製を作成することがある。
- (5) 提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は各参加事業者に帰属する。川崎町は、本プロポーザルにおいて提出された著作物を公表その他の目的のために利用する場合は、あらかじめ、その参加業者の許諾を得るものとする。
- (6) 川崎町社会教育課の対応可能な時間帯は、9時から16時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受け付けない。
- (7) この件に関する問い合わせは、すべて電子メールで行うこととする。
- (8) 提出された書類については変更できないものとし、原則として返却しないものとする。
- (9) 川崎町から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (10) 本要項に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合は、各事業者へ通知する。

19. 問合せ及び提出先について

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場 社会教育課 社会教育係

電 話 0947-72-3000（内線411 担当 藤川・中島）

電子メールアドレス syakyo@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp